

法人内での知的財産の取り扱いについては、「学校法人日本医科大学知的財産取扱規程」により定められています。

本規程は、学校法人日本医科大学における知的財産の取り扱いに関する基本的事項を定めることによって、教職員の職務発明^{用語}等に関する権利を保護するとともに、学術研究の振興及び学術研究の成果を社会に還元していくことを目的に制定されました。

また、知的財産審議委員会を設置し、ヒアリングシートや関連資料をもとに、発明が職務発明であるかどうか、法人として出願するかどうかを審議します。

知的財産審議委員会

委員には次に掲げる方が就任しており、現在の委員名はホームページで公開しています (<http://tlo.nms.ac.jp/center/soshiki.html>)

- (1) 常務理事1名
- (2) 日本医科大学教職員（日本医科大学長を含む。）のうちから、日本医科大学長が推薦した者1名
- (3) 日本獣医生命科学大学教職員（日本獣医生命科学大学長を含む。）のうちから、日本獣医生命科学大学長が推薦した者1名
- (4) 知財センター運営委員会委員（知財センター長を含む。）のうちから、知財センター長が推薦した者1名
- (5) 学識経験者または専門資格を有する者のうちから、常務理事が推薦した者若干名